

平成30年8月31日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 平成30年8月31日
開会 11時25分 閉会 12時52分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 小川純文 副委員長 谷口和弥
委 員 荒貴賀 内山美穂子 中橋友子 乾邦廣
議 長 芳滝仁
- 4 傍 聴 者 板垣良輔 小島智恵 野原恵子
松村記者（勝毎） 鰐渕記者（道新）
- 5 説 明 員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦
教育長 菅野勇次
企画総務部長 山岸伸雄 教育部長 岡田直之
総務課長 新居友敬 生涯学習課長 石野郁也
- 6 事 務 局 事務局長 細澤正典 議事課長 林隆則 庶務係長 遠藤寛士
- 7 審査事件および審査結果 別紙のとおり
 - 1 付託された議案の審査について
(1) 議案第57号 指定管理者の指定について
 - 2 付託された陳情の審査について
(1) 陳情第9号 「道教委『これからの高校づくりに関する指針』を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書
 - 3 所管事務調査
(1) 学校教育に関する事項
① 道立新設高校に対する町の支援策（案）について
 - 4 先進地視察調査に係る議員派遣結果報告書について
議会最終日（9月25日）に委員長から議長宛てに提出する。
修正等があれば、9月11日までに事務局まで連絡をいただくこととした。

- 5 所管事務調査項目について
次回開催時（9月11日）までの検討事項とする。
- 6 その他

総務文教常任委員会委員長 小川純文

◇審査内容

(開会 11:25)

○委員長(小川純文) ただいまより、総務文教常任委員会を開催いたします。

本日、総務文教常任委員会におきましては、1番、2番の議案につきましては、インターネット中継の対象となりますので、インターネット中継をさせていただきます。

まず1番、付託された議案の審査についてということで、(1)議案第57号、指定管理者の指定についてということで、この件につきまして説明をお願いいたします。

教育部長。

○教育部長(岡田直之) 前回の総務文教常任委員会におきまして、消費税の取り扱いについてご説明できなかった部分がありますので、その点につきまして資料を配布させていただいております。この件につきまして、生涯学習課長からご説明させていただきます。

○委員長(小川純文) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(石野郁也) それでは、私のほうから、前回ご質問いただいております件につきまして申し上げたいと思います。お手元に資料をご用意してございますが、今回の指定管理者の公募に係ります指定管理料の基準額につきましては、消費税および地方消費税を除いた額としておりますことから、年度ごとの指定管理料の額につきましては、本協定締結後、来年3月に、もしご議決いただけた場合に予算のご議決もいただいたのちに、年度協定を取り交わす中で、消費税および地方消費税額を加算した額をお支払いするということになります。

それで、今回公募要項に設定した基準額4,282万2,000円に掛かります消費税および地方消費税相当額につきましては、適用されます税率に基づきまして、税率8%の場合は年間342万5,760円。10%の場合につきましては、年間428万2,200円となるものでございます。

また、消費税の申告納付につきましては、あくまでも指定管理者が課税業者に該当する場合に、当該課税期間における自主事業に係る収支等も含めた全体の借り受け消費税と仮払い消費税に差額が生じる場合に行っていただくことになるものでございます。

以上でございます。

○委員長(小川純文) 先般からの積み残しでありました消費税の説明があったわけでありますけれども、この件に関しまして、質問、ご意見のある委員の方。

中橋委員。

○委員(中橋友子) 質問です。当然、直営の場合には掛かることのなかった消費税が、指定管理ということによって生じてくるというのが一つです。それで、この場合、今課長のほうから、借り受けと仮払いの差額が生じた時ということになりますと、指定管理料としては、消費税の分は最初に契約する時には全くその分は含まないで、いわゆる決算を過ぎた段階でこういった調整というのが入ってくるのでしょうか。それとも、これは事業所の運営になってきますから、最初からその分を見込んで発注するといいますか、指定管理に出すということになるのではないかと思うのですよね。そういう場合には、今回この4,282万ということで出ておりますが、その分はさらに増えていくということになりますか。なりませんか。

○委員長（小川純文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 消費税につきましては、基準額の積算では税抜きという形にしていますが、年度協定で交わす時にその消費税と地方消費税の分も含めて全額指定管理料対象とした金額に税率を乗せたものをお支払するという形になりますので、通常の、例えば、工事ですとか委託業務と同じように全額に対して消費税を被せてお支払しますので、それを受けた事業者さんが、それから仕入等に伴います消費税を支払って行って、それを決算した時に差額が生じた分は国庫等に申告納付していただくという形になるものでございます。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大まかには分かりました。最初からきちんと算定されていくということになりますね。分かりました。

○委員長（小川純文） 他、この件に対してご意見、ご質問ございますか。

ないようであれば、指定管理者の指定についてということで、執行者側からのご説明をお願いします。

教育部長。

○教育部長（岡田直之） 議案第57号、指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書と議案説明資料につきましては、先程の本会議で副町長からの提案説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

お手元に配布いたしました資料に基づき、指定管理者の候補者であります特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブから提案された事業計画の概要と収支計画についてご説明させていただきます。

資料の1ページは、事業計画の概要と収支計画のうち、民間の活力や知識・技能をスポーツセンターとトレーニングセンターの管理運営に生かし、サービスの向上や経費の縮減に寄与することが期待できる事項を抜粋したものになります。

2ページから5ページは事業計画の詳細、6ページから8ページは収支計画になります。

それでは、1ページをごらんください。

管理運営の基本的な考え方は、みんなDE創るスポーツパーク、スポーツ施設を拠点とした幕別スタイルの新しいコミュニティづくりと掲げ、単なる施設の管理運営にとどまらず、両施設を新しいコミュニティの場としようとするものであります。

次に、1のサービスの向上についてであります。

はじめに、(1)の指定管理料に含んでいる事業であります。

現在、教育委員会が無料で行っております各種スポーツ教室、現在、健康講座と言っておりますが、これらのスポーツ教室を継続することに加え、より町民ニーズの高いスポーツ教室についても、年25回以上無料で実施するものであります。現在のスポーツ教室より、専門性の高い講座の実施を予定しております。

具体的な講座の内容につきましては、町民の皆さんのご意見を伺いながら、組み立てていくとの計画であります。

次に、(2)の自主事業であります。

自主事業につきましては、教育委員会の承認を得て、施設の目的や性格を生かし、指定管理者が今まで培ってきたノウハウを生かしながら、新たなアイデアを生み出し、今までなかったきめ細やかなサービスを低廉な料金で提供するものであり、指定管理者制度を導入する上での最大のメリットとなるものであります。

提案いただいた自主事業の項目をここに記載しておりますが、詳細につきましては、3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページの5自主事業と記載しているところをごらんください。

はじめに、(1)の多世代を対象としたスポーツ教室の開催であります。

子どもから大人まで、幅広い年代を対象としたプログラムを予定しており、①の子どもたちに様々なスポーツに接する機会を提供するためのキッズスポーツスクール事業や、②の気軽に屋内で身体を動かしていただく機会を提供するための、フィットネスサークル事業を開催するとともに、③になります、成人の全ての世代に人気の高いヨガサークルを開催し、町民の健康増進に寄与しようとするものであります。

次に、(2)の町内出身のオリンピック選手等の活用であります。

本事業につきましては、幕別札内スポーツクラブならではの、オリンピック選手やスポーツ関係者とのネットワークを生かした独自の提案であると評価をしているところであります。

①の町内出身のトップアスリート等を通して創る地域コミュニティであります。アにありますとおり、交流型や体験型のイベントを、食と音楽を絡めた幕別スタイルとして開催するとともに、4ページにまいりまして、町内出身者のトップアスリート等の記念品やユニフォームを管内に展示したり、ホームページ等を活用するなどして、町内出身のトップアスリートの情報発信を継続的に行い、町民挙げての応援体制を構築しようとするものであります。

②のプロスポーツとの連携によるスポーツ文化醸成であります。これにつきましても、幕別札内スポーツクラブのネットワークを生かし、道内のプロスポーツ関係者と連携し、選手や関係者を招いてのスポーツ教室や講演等で町民がプロスポーツと「ふれあう場」や「観る場」を創出し、プロスポーツと地域スポーツ関係者との好循環を生み出そうとするものであります。

次に、(3)のトレーニング室における個人プログラムの作成提供であります。

本事業につきましては、民間のフィットネスクラブ等において「理想の体づくり」等をうたって実施している、最近、大変注目を集めている事業に近いイメージであるというふうに考えておりますが、利用者が自分の体力を確認するとともに、個々の目的に沿う、より良い運動プログラムを提供し、健康増進を図ろうとするものであり、このような事業につきましても低廉な料金でサービスを受けることができるものであります。

さらに、(4)の物販や、(5)にありますとおり、町民交流スポーツイベントの開催を行うとともに、(6)の合宿誘致交流事業につきましては、合宿誘致は、なかなか町のネットワークだけでは実現が困難なスポーツ合宿の誘致にも、独自のネットワークを生かして取り組み、町外のスポーツ団体などの合宿誘致を通して、町内のスポーツ団体との交流を図り、スポーツを通じた交流人口の拡大と町内スポーツの競技力向上に貢献しようとするものであります。

教育委員会といたしましても、「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」の一環として、今年度はじめて、本格的な合宿誘致が実現したところであり、さらなるスポーツ交流人口の拡大や、アスリートと触れ合う機会の創出に向けて大いに期待をしているところでもあります。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

(3)の「人的配置」についてであります。現在、両施設にはそれぞれ、業務委託により受付業務を兼ねた警備員1名と、清掃員1名を配置し、さらに、直営により両施設合計で5名のトレーニング指導員、これは嘱託職員1名、臨時職員3名、代替の臨時職員が1名の合計5名になりますが、これらのトレーニング指導員を配置し、スポーツ教室の実施やトレーニング室での指導等を行っておりますが、トレーニング指導員の勤務日は、月曜から金曜までの平日のみとしておりますことから、土日祝日は、スポーツ指導員が不在となり、平日におきましても、健康講座の開催時間帯や勤務時間の関係上、不在となる時間帯が生じており、利用者がスポーツ指導を受けられない時間帯があります。

指定管理者制度の導入後は、両施設の職員につきましては、正規職員4名と臨時職員9名をローテーションにより配置することとしており、これらの職員により開館時間内は、スポーツ指導のできる職員を常時1名以上配置し、さらに、利用者の多い時間帯には職員を複数名配置することとし、スポーツ指導のできる職員の不在となる時間帯を解消し、効率的な体制で、最大限のサービス向上に努めることとしております。

また、教育委員会といたしましては、現在のトレーニング指導員の継続雇用ということをお願いしているところではありますが、これにつきましても、積極的な継続雇用を目指したいという考えが示されたところであり、その他に採用を予定している職員も含め、7割以上の町民雇用を目指そうとするものであります。

次に、2の経費の縮減についてであります。

今回、当該団体から示されました、札内スポーツセンターおよび農業者トレーニングセンターの自主事業を含む収支計画書につきましては、6ページから7ページにかけて記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

現状では、先ほど石野課長からご説明申し上げましたとおり、消費税および地方消費税が平成31年の10月1日から10%に引き上げられることが明記されておりますことから、税抜きで収支計画書を提出していただいたところでもあります。

支出につきましては、指定管理者制度を導入することによって、指定管理者側でご負担いただくこととなります経費を、人件費以下、6ページの中段から7ページにかけて記載しております。

また、収入につきましては、札内スポーツセンター使用料以下、6ページの上段に記載しております。

指定管理料につきましては、7ページの一番下に記載しておりますが、年額4,280万円、5年間で2億1,400万円であり、これに消費税と地方消費税を別途加算した額を、指定管理者にお支払いするものであります。

参考までに申し上げますと、年額4,280万円に係る消費税及び地方消費税の相当額は、税率8%の場合は342万4,000円、10%の場合は428万円となります。

8ページをごらんください。

経費の縮減額になります。

税抜きの金額であります、平成30年度の歳出決算見込額の4,460万9,000円から利用料金の見込額であります、65万円を差し引いた4,395万9,000円が現状の直営による管理経費の見込額になります。

これから、年間の指定管理料であります、4,280万円を差し引いた、115万9,000円が年間の経費の縮減額になり、5年間で579万5,000円と見込んでおります。

以上、ご説明いたしましたとおり、両施設の管理運営において、指定管理者の候補者であります、幕別札内スポーツクラブの活力や知識、技能、さらには独自のネットワークを施設の管理運営の中だけにとどまらず、幅広く生かすことにより、住民サービスの向上と経費の縮減が期待できること。また、スポーツ施設を拠点とした幕別スタイルの新しいコミュニティづくりを通して、スポーツ交流人口の増加が期待できることなどから、指定管理者選定委員会において高い評価を得られましたことから、特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブを指定管理者の候補者として選定したものであります。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員（小川純文） ただいま、説明がございましたけれども、ご意見、ご質問ございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 新しい利用計画が示されまして、指定管理することによる、いわゆるメリットというものについて、ご説明をいただいたと思います。

私は、指定管理につきましては、これまで民間に指定管理することによる全国的な問題として職員の待遇の低さといいますか、不安定雇用が増えていくということを指摘してきているのですが、今回は職員を増やす、臨時職員を増やすという提案であります。ただ、これだけ5人の職員が13名になり、様々な事業も増やして全体の管理料が減っていくというところには、いささかそういった確たる根拠となるものはどこなのだと、いう思いもありまして、もう少し熟慮させていただきたい。当然、良い結果になることを望むのですけれども、そういったところには裏付けがやっぱり必要だと思うのですよね。その辺もよく見せていただきたい。

もう一つ、これは、こういう事業がはじまって契約に至るわけで、実施されていくとは思いますが、歴史的な経過を申し上げますと、札内のスポーツセンターが建設されました時にも、専任のトレーナーを置き、専門の健康器具も置き、一人ひとりの個人の体力に合わせたスポーツを提供するというようなことで十分なトレーナーの配置も含めての体制が示されて事業に至ったという経過がありました。

しかし、現実には今ありましたように、土日の対応がないですとか、トレーナーが少ないですとか、いろいろな問題が生じてきていたと思います。そういったこともしっかりと検証されながらいかないと、契約時にこういった立派な契約をされても、スタートの時だけの指名されて、とは思いませんけれども、そういった心配も実際に過去の経過からみて思うものですから、この点についても、もう少し勉強させていただいて審議を深めさせていただきたい、このように思います。

○委員長（小川純文） ただいまのご意見、他に何かございますか。

(なしの声あり)

○委員長（小川純文） ないですね。

あと他、委員の皆さんから何かございますか。

(なしの声あり)

○委員長（小川純文） ないようであれば、この指定管理の関係につきましては、ただいま本日のご提案内容が示されたということでもありますので、もう少し熟慮したいということでもありますので、この議案につきましては、継続審査という形でよろしいでしょうか。

会期中の継続審査ということによろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長（小川純文） それでは、会期中の継続審査とさせていただきます。

それでは、1番の議案第57号、指定管理者の指定については以上とさせていただきます。

ここで、説明員の退席に伴い、暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

○委員長（小川純文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2点目、付託された陳情の審査についてであります。

(1)陳情第9号、「道教委『これからの高校づくりに関する指針』を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書であります。

この陳情書には、先般から委員の皆さんには配布済みと思います。

皆さんのほうから、本陳情につきましてご意見をお伺いしたいと思いますけれども、ご意見のある方は挙手を願います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） この陳情書であります。道教委が現在進めております高校の適正化配置計画、新たな高校に関する指針というものに基づいて、その中身に、現在の子供の教育を保障していくという点で大変問題があるという視点から出されたものというふうに受け止めます。

一つには、この十勝でもそうですが、基準的な配置計画というものが、基本的には40人以上45人学級ということで、それに満たない高校につきましては、これまでも中札内高校であるとか、浦幌高校であるとか、廃止されてきました。それで、そのことによって地元の高校に通う生徒さんたちが他の市町村の学校で学ぶというようなこともありまして、ここでもありますけれども、大変な保護者の経済的な負担であるとか、あるいは、本人の過労も含めての負担であるとか、そういうものが生じてきているということが指摘されているとおりでと思います。

それで、さらに今、望ましい学級編成は4学級から8学級ということですが、当然、今幕別高校のことも、これはもう一定程度の結論をもって進んでいるところではあります。こういった計画に基づく学校そのものが存在できないというのが明らかなのですよね。そういうことを考えれば、やはり地元の後期中等教育を保障するという

観点に立てば、こういった計画については見直す必要があるというのは当然のことだと思います。生徒減少期に関わっては、現在の学級人数から30人以下学級にすることによって充実した教育も保障されるということもありますので、この趣旨、それから1番から5番まで書かれております、それぞれの項目につきましても賛同できる中身であるというふうに思い発言をさせていただきました。

以上です。

○委員長（小川純文） 他、ご意見をお持ちの委員の皆さんは、いらっしゃいますか。
（なしの声あり）

○委員長（小川純文） よろしいですか。

それでは、討論に入りますか。

討論はよろしいですか。

○委員（中橋友子） 反対があれば別ですけれども。

○委員長（小川純文） それでは、ご意見いただきましたけれども、討論がないということとありますので、この陳情については採決のほうに移ってもよろしいでしょうか。
（よいの声あり）

○委員長（小川純文） それでは、これより採決を行います。

陳情第9号、「道教委『これからの高校づくりに関する指針』を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書につきましては、採択することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小川純文） 全会一致で採択ということで、この陳情につきましては採択することに決定をいたしました。

なお、本件の報告書、意見書等につきましては、委員長、副委員長にご一任いただけますでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小川純文） それでは、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番、付託された陳情の審査については、以上をもちまして終了といたします。

以上で委員会のインターネット中継を終了いたします。

ここで、説明員に入っておりますので、暫時休憩といたします。